	内容	割合 （増差税額に対する）	不適用・割合の軽減
過少申告加算金	期限内申告について、修正申告・更正があった場合	10% （期限内申告税額と50万円のいずれか多い金額を超える部分） 15%	・正当な理由がある場合 ⇒ 不適用 ・更正を予知しない修正申告の場合 ⇒ 不適用
不申告加算金	①期限後申告・決定があった場合 ②期限後申告・決定について、修正申告・更正があった場合	15%（注2） （50万円超300万円以下の部分） 20%（注2） （300万円超の部分） 30%（注2）	・正当な理由がある場合 ⇒ 不適用 ・期限後1ヶ月以内にされた一定の期限後申告の場合 ⇒ 不適用 ・更正・決定を予知しない修正申告・期限後申告の場合 ⇒ 5%
重加算金	仮装・隠蔽があった場合（注1）	（期限内に申告をしている場合） 35%（注2） （申告しなかった場合又は期限後に申告した場合） 40%（注2）	

（注1）令和7年1月1日以後においては、仮装・隠蔽したところに基づく申告書等の提出に加え、更正請求書を提出した場合も含む。【令和6年度改正】

（注2）過去5年内に、不申告加算金（更正・決定予知によるものに限る。）又は重加算金を課されたことがあるときは、10%加算 【平成28年度改正】
上記の場合に加え、前年度及び前々年度分の当該地方税について、以下の場合についても10%加算 【令和5年度改正】
・不申告加算金（更正・決定予知によるものに限る。）又は重加算金（不申告加算金に代えて徴収されるものに限る。）を課されたことがあるとき
・不申告加算金（更正・決定予知によるものに限る。）又は重加算金（不申告加算金に代えて徴収されるものに限る。）の賦課決定をすべきと認めるとき